

令和6年2月5日
総務部職員厚生課

会計年度任用職員の報酬等不当利得返還請求事件訴訟の結果について

1 主旨

令和3年12月17日企画総務委員会にて報告した会計年度任用職員の報酬等不当利得返還請求事件訴訟について、令和6年1月6日東京簡易裁判所において判決が確定したので報告する。

2 訴訟の内容

区の会計年度任用職員であった被告が、令和3年3月15日に同月分の報酬を受給した後、7日間の病気休暇（無給）を取得し、その後同月末で退職したため、給与が過支給となった。一方で、社会保険料については、当月分を翌月の給与から控除することとなっていることから3月分が未納となり、これらの金銭を被告が不当に利得した。

本件は、被告に対し上記不当利得の返還を再三求めたが、被告が返還しないことから、区が被告に対し、この返還及び遅延利息の支払いを求め提起した事件である。

3 判決

区の勝訴（不当利得11万1144円並びに年3分の割合による遅延利息の区への返還を命ずる）